

国会事故調及び政府事故調の提言のフォローアップの進め方について

平成24年12月
事務 局

1. フォローアップの趣旨

原子力規制行政に対する国民の信頼を回復するためにも、国会及び政府事故調報告書の提言については重く受け止めるべきもの。また、これらの提言を受けた政府の取組状況については、政府として確実なフォローアップを行い、その結果を公表することなどが求められているところ。このため、関係行政機関の協力を得つつ、原子力規制庁とも共同して、外部の有識者の様々な御意見にも耳を傾けながら、政府全体としてしっかりとフォローアップを行うこととしたもの。

2. 当面のスケジュール

今年度は5回程度開催し、来年3月を目途にフォローアップ結果を取りまとめて公表し、原子力規制委員会年次報告書と併せて国会へ報告する予定。

	内容	ヒアリング対象 省庁等
第1回 (平成24年12月7日(金)) 10:00~12:00)	<ul style="list-style-type: none"> - 東京電力福島原発事故後の原子力規制の見直しについて - 国会事故調及び政府事故調の概要について - 国会事故調・政府事故調提言のフォローアップの進め方について 	
第2回 (平成24年12月25日(火)) 10:00~12:00)	<ul style="list-style-type: none"> - 各府省からの取組状況ヒアリング①(原子力規制) 	原子力規制委員会
第3回 (平成25年1月9日(水)) 13:00~15:00)	<ul style="list-style-type: none"> - 各府省からの取組状況ヒアリング②(原子力防災、モニタリング) 	内閣官房、原子力規制委員会
第4回 (平成25年1月30日(水)) 10:00~12:00)	<ul style="list-style-type: none"> - 各府省からの取組状況ヒアリング③(その他) - 取りまとめ骨子について 	環境省等
第5回 (平成25年2月6日(水)) 14:00~16:00)	<ul style="list-style-type: none"> - 取りまとめ案について 	

※会議の庶務は、関係行政機関の協力を得つつ、原子力規制庁と共同して、内閣官房原子力規制組織等改革推進室で担当。

3. 来年度以降のフォローアップの取り扱いについて

国会及び政府事故調報告書の提言の内容については、その対応に時間を要するものも多く含まれることから、フォローアップの実効性を高めるためには、来年度以降も引き続き政府の取組状況についてフォローアップを行うことが適当。

また、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）附則第5条においては、原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織について、国会事故調の報告書の内容等を踏まえ、同法施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする旨規定されているところ。

このため、今年度に限らず、来年度、再来年度においてもフォローアップを引き続き行い、その結果を設置法施行後3年以内の検討作業にも生かしていくが適当であり、来年度以降のフォローアップの具体的な進め方については、今後検討。

【参考】国会事故調報告書抜粋（平成24年7月5日）

提言1 規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

【参考】政府事故調報告書抜粋（平成24年7月23日）

VI 総括と提言

3 原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言

当委員会の提言は、いずれも迅速かつ確実に実現を図ることが重要であることから、政府においては、関係省庁・関係部局に提言の反映や実施に向けた具体化を指示するとともに、関係省庁・関係部局の取組状況を把握し、その状況を取りまとめて公表するなど、確実なフォローアップをすることを求めたい。また、関係自治体、東京電力、その他の関係機関においても、同様に提言を反映・実施するとともに、取組状況をフォローアップすることを求めたい。

【参考】原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

第26条 原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

附則第5条 原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用における安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国の安全保障に関わるものであること等を考慮し、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

【参考】原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議（参議院）

4 原子力規制委員会は、その業務の基本方針及び業務計画を策定した上で毎年その評価を実施し、特に職員の専門能力の育成や訓練等の業務におけるPDCAサイクルの採用の試みなどその着実な実行の担保に取り組むとと

もに、これら及びその業務報告を国会の監視を受けるべく国会に報告をした上で、そのすべてを公表すること。また、これらの国会への報告に際しては、その監視の役割に資するよう、原子力規制委員会が防災対策に係る知見の提供も行うこと等にも鑑み、原子力防災会議の議長たる内閣総理大臣の意見を付すること。

- 28 政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を深く心に刻み、毎年三月十一日に、全国の原子力発電所の安全性の総点検、原子力防災体制の確認、政府の原子力規制に関する取組の公表等を行い、二度と重大事故を起こすことのないよう、自らの取組を見直す機会とすること。